

記入例 ホテル・旅館業者

旅館業法第2条第2項・第3項に該当するホテル・旅館です。

- ◎ チェーン店全体の延床面積が3,000㎡以上かつ、チェーン店の中に単体で1,000㎡以上の個店がある場合、チェーン店全体の報告書とは別に、単体で500㎡以上の個店の報告書の作成が必要です。
- ◎ 前年度の実績には、平成28年4月1日から平成29年3月末日までの取組実績を記入してください。
- ◎ 今年度の計画には、平成29年4月1日から平成30年3月末日までの取組計画を記入してください。

報告書兼計画書（旅館業者等）

(宛先) 京 都 市 長	平成29年 ●●月 ●●日
提出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒604-0925 京都市中京区上本能寺前町●●番地	提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) (株)京都旅館 代表取締役 減量太郎 電話 075-123-4567 担当者の氏名 総務部総務課 再生花子 電話 075-123-4568

○ 平成29年6月30日までに提出してください。

フランチャイズチェーン店の場合

- チェーン最上位の総本部の事業者名で提出してください。
- チェーン内部の具体的な作成担当者は任意です。
- フランチャイズ契約等に基づく商号使用権に対するギャランティや、経営指導等の関係がない事業者は、同じグループに属していても、別の主体とします。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。		
年 度	平成29 年 度	
提 出 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 <input checked="" type="checkbox"/> 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合	
名称、屋号又は商号	旅館●●, ホテル▲▲	
店 舗 等 の 数	5店舗	
床 面 積 の 合 計	3,456 平方メートル	
店 舗 等	名 称	所 在 地
	旅館●●一条店	京都市上京区.....
	旅館●●二条店	京都市中京区.....
	旅館▲▲三条店	京都市中京区.....
	ホテル▲▲四条店	京都市下京区.....
取 組 項 目	実 施 状 況	
	前 年 度 の 実 績	今 年 度 の 計 画

- 合計3,000㎡以上のチェーン店は上に、単体で1,000㎡以上の個店は下にチェックしてください。
- 両方にあてはまる場合（合計3,000㎡以上のチェーン店であり、かつそのうち単体で1,000㎡以上の個店が1つ以上ある。）⇒チェーン店全体の報告書作成の際は両方にチェックしてください。また、個店分の報告書作成の際は下のみにチェックしてください。

- 店舗数は、平成29年4月1日現在で記入してください。
- チェーン店の場合、京都市内の全店舗数を記入してください。

- 店舗数が多いチェーン店の場合、記入欄を追加するか、別紙に記載してください。（別紙の様式は任意です。店舗の名称と所在地を記載してください。）

取組項目		実施状況	
		前年度の実績	今年度の計画
1	滞在者に対する使い捨ての日用品の提供又は販売を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャンプー類はポンプ式を採用 ・ 歯ブラシ・歯みがき粉・ひげそり・くし類は、フロントで希望者に限り提供 ・ ホテル●●で、使い捨てアメニティグッズの辞退を含む「エコ宿泊プラン」の利用客への割引を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の取組を継続 ・ 「エコ宿泊プラン」をホテル▲▲・ホテル◆◆で開始
2	滞在者が廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備する取組又は滞在者に対し本市における分別に関する取組について理解を得るために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター内に、環境のために行政と連携して資源リサイクルに取り組んでいる京都市ステッカーを貼付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の取組を継続 ・ 資源ごみを分別して捨てられるごみ箱を客室内に導入
3	上記以外の廃棄物の減量の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに、アメニティグッズの削減や分別リサイクルへの協力を促すPRを記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の取組を継続

【努力義務】 使い捨てのアメニティグッズの提供を抑える取組です。

チェーン店の場合、一部の店舗の優良事例は、このように記入してください。（その他は標準的な取組）

【実施義務】 宿泊客にごみの分別を促す次のどちらかの取組です。

- 客室内に宿泊客がごみを分別排出できる環境を提供
- 従業員が分別するときは、宿泊客に分別の必要性をPR
⇒京都市が作成・提案するPRツールを活用した取組も該当しますので、その場合は、「京都市のステッカーを活用したPR」などと記入してください。

ホテル・旅館業者と利用客との協働でごみの減量を図る取組のうち、上記以外のものを、自由に記入してください。

注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。

注2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。